

平成30年10月26日（金）13時00分～

交通政策審議会海事分科会第106回船員部会

【長岡労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第106回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の長岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中11名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。9月末をもって、山崎臨時委員が退任され、10月に新たに就任されました小笠原臨時委員でございます。

【小笠原臨時委員】 小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日もタブレット端末を用いたペーパーレス会議となっております。初めてタブレット端末をお使いになれる委員の方がございますので、簡単でございますけれども、タブレット端末の操作方法をご説明させていただきます。

現在、議事次第が表示されているかと思います。私が今、閲覧モードにしておりますので、一旦、解除させていただきます。

こちら、画面上を指で右から左にスライドさせますと、ページがめくれていく仕組みでございます。左から右に戻しますと、ページが戻っていくというものでございます。

発表者モードとそうでないモードがございまして、事務局から資料の説明をさせていただく際には、発表者モードでさせていただく予定しております。私は一旦、発表者モードにしますので、ご覧いただければと思います。

発表者モードで発表者がページをめくっていきますと、皆様のタブレットも連動してページがめくれていく仕組みとなっておりますので、ご説明を聞いている間、特に操作いただく必要はございません。発表者の発表が終わりましたら、発表者モードを解除いたし

ますので、その際には、ご自由にお触りいただける状態となります。

簡単ではございますが、操作の方法は以上でございます。何か不明等ございましたら、事務局までお声がけいただければご説明にまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいります。

本日、議題1の「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業）の改正について」専門部会での調査・審議の結果について、事務局よりご報告いただいた上で審議することといたしたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、皆様、お手元のタブレットの右上、資料1でございます。船員政策課労働環境対策室長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会におけます調査・審議の結果につきまして、ご報告させていただきます。お手元のタブレットに表示されております資料1「船員に関する特定最低賃金の審議について」でございます。

まず、右側の海上旅客運送業という青い札で示された一連の流れがございますが、そちらにつきましては、先月の本部会におきまして、審議結果につき、既にご報告させていただいたところでございます。

左側の全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会につきましては、ご覧のとおり、8月20日及び10月22日の2回にわたって、調査・審議を行っていただきました。その結果、専門部会といたしまして、全国内航鋼船運航業最低賃金額につきましては、職員について24万7,150円を24万8,450円に、ただし書の職員について23万700円を23万2,000円に、部員について18万8,550円を18万9,850円に、ただし書の部員について17万9,250円を18万550円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論に至りました。

以上の各金額につきましては、お手元のタブレット、資料1-2でございますけれども、「(案) 船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金）の改正について」において記載しているところでございます。

また、以上、結論の取りまとめにあたりましては、本紙下方に記載のとおり、労働者委員から、「航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その

職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい」とのご意見が出されましたことから、要望事項として付記しているところでございます。

なお、同専門部会でご審議いただきました委員の皆様は、ご覧のとおりでございます。

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会の審議結果につきましては、以上のとおりでございます。

報告は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金）の改正について」は、資料1-2の（案）のと通りの結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題2の「平成30年度（第62回）船員労働安全衛生月間の実施概要について」、事務局より、まず、ご報告をお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、お手元のタブレット右上、資料2でございます。議題2の「平成30年度（第62回）船員労働安全衛生月間の実施概要」につきまして、ご報告申し上げます。

船員労働安全衛生月間でございますが、毎年度の船員災害防止実施計画に基づきまして、9月内において、集中的に船員災害防止の取り組みを関係者一丸となって取り組むものでございまして、本年度が第62回目になります。

本年度につきましては、全国11の運輸局所在地を中心といたしまして、国、船員災害防止協会支部及び労使から構成される船員労働安全衛生協議会等が主体となり、現場の船員皆様も含めた諸活動にご尽力いただきました。この場をおかりいたしまして、ご多忙のところ、月間内の訪船指導等にご尽力いただきました労使の皆様、そして、各現場において、船内向け自主改善活動の指導員講習にご尽力いただいております久宗委員におかれましては、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、各地域におけます活動の概要につきまして、皆様、お手元表示の資料2の各地域における活動をご覧ください。

するリーフレット等を配布することによる指導を全国269カ所の1,395隻に実施したものでございます。また、その際に、あわせて、重点取り組み事項でありますメンタルヘルスの確保についても周知を図っているところでございます。

最後に、(4)その他といたしまして、操業中の漁船や現場の皆様に対しまして、巡視船等による海上からのマイクアナウンスによる安全衛生の広報等を実施しているところでございます。なお、実施状況のイメージや最近の活動別の実績の推移につきましては、ご覧のとおりでございます。

当該月間における活動状況の報告については以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

立川委員。

【立川臨時委員】 教えていただければと思うのは、船員の無料健康相談所の開設、110カ所ということですが、1カ月間で、延べ何日ぐらい開催されているか、主要な開催場所や、相談所の相談件数はわかりますか。

【鈴木労働環境対策室長】 無料健康相談所でございますけれども、特に海員掖済会さんを主体とする病院でございますとか、船員保険関係の病院ですとか、全国数十カ所の病院で実施していただいております。申しわけございません、延べ日数として何日かというのは手元にデータがないもので、後ほどご報告させていただければと思います。受診する場所は、例えば、お医者様にご出張いただいて、マリナーミナルの船員待合室等で相談等を受けることができるといったものがございますが、やはり、各病院にあらかじめ予約をして、無料の健康診断に行っていただくというパターンが一番多いでございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、これで本日予定された議事は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

【細田雇用対策室長】 雇用対策室長でございます。

前回の船員部会におきまして、第26回の船員派遣事業フォローアップ会議の報告をさ

せていただいたところでございます。その際、松浦委員より、是正指導した事項のうち、船員派遣契約締結時の不備の内容についてご質問がございまして、回答させていただいたところですが、一部、説明が足りなかったところがございますので、補足の説明をさせていただきたいと存じます。

派遣契約は、船員労働保護の観点から、派遣契約の延長手続をする際には、派遣先から派遣元に派遣期間が切れることを書面にて事前に通知することとされておりますが、本件の場合、口頭ベースでは事前に了解はされておったのですけれども、書面を送ることを失念していたという事案でございました。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

松浦委員。

【松浦臨時委員】 説明ありがとうございます。今の話だと、書面を出すべきものが出されていなかった、ただ、口頭では確認されていたということでしょうか。

【細田雇用対策室長】 そのとおりでございます。

【松浦臨時委員】 説明はわかりました。今後とも、事業所の監査をしっかりとやっていただいて是正等がある場合は勧告していただいて是正をするように、しっかりと監査をしていただければと思います。お願いします。

【細田雇用対策室長】 承りました。

【野川部会長】 それでは、ほかに質問等ございますでしょうか。

お願いいたします。

【今元旅客航路活性化推進室長】 海事局内航課の今元と申します。よろしくお願いたします。

8月、9月に、平岡委員より、宇野－高松航路の件について、宇野－高松航路地域公共交通確保維持事業の対象とできないかどうか、また、宇野－高松航路への国の支援策についてご質問がございましたので、ご説明させていただきます。

地域公共交通確保維持改善事業の運営費補助につきましては、海上輸送に関しては、ナショナルミニマムの観点から、船舶以外には交通機関がない地点間等を運航する航路に限り対象としておりまして、その中でも、現行の予算規模の中で、唯一かつ赤字の生活航路に限り補助を実施し、航路の確保維持を図っているところでございますので、本航路に関しましては、対象外となっております。

国としましては、宇野－高松航路の利用促進の取り組みや、地域の資源を活用した観光振興の取り組みを行うことにより、同航路への支援を実施しております。具体的に、29年度では、同航路を運航する事業者に対して、訪日外国人旅行者の利用環境向上のための多言語化を支援いたしました。また、30年度においても、引き続き、地域の観光需要の喚起について支援しているところでございます。なお、公共的な輸送機関として船舶の機能を維持する観点から、地球温暖化対策税の還付措置、また、船舶の省エネ設備等への補助等を通じて、運航費に占める割合の大きい燃料費の負担軽減に対する支援を実施しているところでございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡臨時委員】 今、今元さんからご説明があったわけですがけれども、まことに総論的なお話をずっとされているということで、先ほど、直接的な補助はできない、これは離島航路補助関係のお金のことを言っているのではないかと思うんですけれども、ただ、離島航路補助の予算の関係については、地域公共交通活性化ということで、公共交通事業、陸海空ということで二百何十億円が予算だてされ、その内数として出されていると私は思っております。元の予算が陸海空と公共交通という意味合いならば、その中で、地域活性化、すなわち航路の維持として何らかの確保に向けてのことができないのかどうなのか、その辺があらうかと思えます。それと、国は直接的な補助はできないといわれている中、本件については地方自治体は直接的な支援をやっているわけです。となると、この問題について、観光の資源ということですが、具体的にどういうことかが見えてこない部分が結構あり、例えば観光的な支援という話をするのであれば、もっと見える形で、積極的にやっていただければと思います。我々としては、やはりその辺のところを、今、燃料の関係とかという話をされますけれども、これについては、全旅客船についての事だろうと思っておりますので、我々は、例えば架橋と並行航路で不公平競争を受けている航路の存続についてのお話をしているわけですから、今のお話であれば、燃料についての助成ができるのかできないのか、それとも、地方自治体に対して岸壁使用料の減免とかはできないのか、そういう支援策がないのか、その辺のところを聞いているわけです。具体的に見えない部分が結構あります。もっと見える形で施策を講じていただければと思います。

【野川部会長】 ご意見と、少しご質問もあったように思いますが、いかがでしょうか。

【今元旅客航路活性化推進室長】 どこの地域でもそうですけれども、まず、地域の活力の維持とか強化というのが大事でございまして、基本的に、地域の交通網の形成に関しましては、地方公共団体を中心として、関係者の合意のもとに、持続可能なネットワークを構築するというのが必要であると考えておりまして、ネットワークの構築のためには、国も参画して、地域とともに、どういう交通網が適切であるかを考えていくことが大事だと考えております。これからも、地元の団体、自治体と連携して、持続可能なネットワークの構築に努めていきたいと考えております。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 そういうことしか言えないんだろうなとは思いますが、もともとの発端の原因が違うわけですね。この問題については、普通の一般航路とは違い、国が架橋通行料金の大幅な引き下げを行ったことが一番大きな問題になっているわけですね。それによって影響を受けているわけで、やはり、国がやっている事業において、こういう形に追い込まれているということがあるわけですから、一般論的なお話でこの問題を片づけるのはどうなのかなと私は思いますけれども。

【野川部会長】 お願いします。

【今元旅客航路活性化推進室長】 本四架橋が昭和62年以降開業されてきましたけれども、その際に、本四対策として措置されておりそれから数十年たつて、橋の状況も大分変わってきたことは認識しております。ただ、現在、本四航路について、どういう措置をとっていくかということに関しましては、先ほどの繰り返しで申しわけありませんけれども、地域公共交通をどうしていくかという観点で、地域と国と一緒に連携して、検討していくことだろうと思っております。

【野川部会長】 平岡委員。

【平岡臨時委員】 ここで歴史的な背景を語ろうとは思いませんけれども、ちょっと認識がずれている部分も結構あるのではないかと思います。今、今元さんが言われたように、国もしっかり、今後、地域と一緒にやっていくと言われておりますので、地方自治体とも、しっかり連携しながらやっていただきたいと思っております。

それと、地方自治体も、この問題については、国に対して陳情をしているわけですが、具体的な支援が全く見えてこない状況ですので、今おっしゃったように、地方自治体としてしっかりやっていくというのであれば、見える形で示してください。

【野川部会長】 要望と承りましたが、何かございますでしょうか。

【今元旅客航路活性化推進室長】 ご要望として承りました。

【野川部会長】 では、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

では、特になければ、事務局にお返しいたします。お願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第106回船員部会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、ご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —